

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

## 第一 内閣関係（第一章関係）

### 一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

1 市町村防災会議を設置しないこととするときの都道府県知事への協議を報告とすること。

2 都道府県知事は、市町村防災会議を設置しないこととしたことについて報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、市町村防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

3 都道府県地域防災計画の内容について例示化すること。

4 市町村地域防災計画の内容について例示化すること。

5 市町村防災会議の市町村地域防災計画の作成又は修正に係る都道府県知事への協議を報告とすること。

6 都道府県知事は、市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、市町村防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることができる。

きるものとする。

7 市町村相互間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行うこと。

8 市町村が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができることとする。

9 災害対策基本法第六十八条の二第一項及び第二項の通知をしたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととする。

## 二 家庭用品品質表示法の一部改正（第二条関係）

法に定める表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。）に対する指示、当該指示に従わない場合の公表及び立入検査等の事務を、政令で定めるところにより市が行うことができないものとする。

## 三 交通安全対策基本法の一部改正（第三条関係）

1 市町村交通安全計画の作成及びその要旨の公表について努力義務化し、その内容について例示化する。

2 市町村交通安全実施計画の作成について努力義務化すること。

#### 四 活動火山対策特別措置法の一部改正（第四条関係）

1 都道府県知事が避難施設緊急整備計画において定めるべき事項のうち、政令で定める事項に係る規定を削除すること。

2 都道府県知事に対する、防災営農施設整備計画の作成義務を廃止し、防災営農施設整備計画を作成することができるものとする。

3 都道府県知事に対する、防災林業経営施設整備計画の作成義務を廃止し、防災営農施設整備計画を作成することができるものとする。

4 都道府県知事に対する、防災漁業経営施設整備計画の作成義務を廃止し、防災営農施設整備計画を作成することができるものとする。

5 都道府県知事が防災営農施設整備計画等を作成するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、同計画等を作成したときは、農林水産大臣に報告するものとする。

#### 五 大規模地震対策特別措置法の一部改正（第五条関係）

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、地震防災強化計画の策定義務のうち、地震防災応急対策に係る措置に関する事項に係る部分を除き、策定義務を廃止し、努力義務化すること。

六 地震防災対策特別措置法の一部改正（第六条関係）

都道府県知事が地震防災緊急事業五箇年計画において定めるべき事項のうち、政令で定める事項に係る規定を削除すること。

七 特定非営利活動促進法の一部改正（第七条関係）

1 特定非営利活動法人の所轄庁について、現在の都道府県の知事と内閣総理大臣のほか、指定都市の長も追加すること。

2 住民基本台帳法上、特定非営利活動促進法の事務を行う際に所轄庁に認められている本人確認情報の利用を、指定都市の長にも認めること。

八 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正（第八条関係）

1 公共施設等の管理者等が特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとする場合における実施方針の策定について「できる」規定化し、その内容の一部について廃止するとともに、その公表について

て努力義務化すること。

2 公共施設等の管理者等は、実施方針を公表したときは、特定事業を選定することができることとする。

九 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正（第九条関係）

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、東南海・南海地震防災対策推進計画の策定義務を廃止し、努力義務化すること。

十 構造改革特別区域法の一部改正（第十条関係）

1 構造改革特別区域計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

2 公私協力基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

十一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正（第

十一条関係）

地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部に対する、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災

対策推進計画の策定義務を廃止し、努力義務化すること。

十二 地域再生法の一部改正（第十二条関係）

地域再生計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

十三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正（第十三条関係）

1 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の作成をできる規定化し、公表を努力義務化し、実施方針に競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めることについて努力義務化すること。

2 地方公共団体の長が行う意見の聴取及び情報の公表を努力義務化すること。

3 地方公共団体における官民競争入札実施要項の作成をできる規定化し、官民競争入札実施要項において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

4 地方公共団体における官民競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に考慮する事項として掲げている事項について例示化すること。

5 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示において

明らかにするものとして掲げている事項について例示化すること。

6 地方公共団体における民間競争入札実施要項の作成をできる規定化し、民間競争入札実施要項において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

7 地方公共団体における民間競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に考慮する事項として掲げている事項について例示化すること。

8 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示において明らかにするものとして掲げている事項について例示化すること。

9 地方公共団体が特定公共サービスを官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる場合について、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合に限ることとする。

## 第二 総務省関係（第二章関係）

### 一 地方自治法の一部改正（第十四条関係）

市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称

の変更に係る処分について、市町村長から都道府県知事への届出を廃止し、当該処分の告示を市町村長が行わなければならないものとする。

## 二 地方財政法の一部改正（第十五条関係）

1 実質公債費比率が一定率未満の地方公共団体であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議・届出をしたもの及び許可を得たものの合計額が協議不要基準額を超えないもの（以下「協議不要対象団体」という。）は、公的資金以外の資金をもって地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事（以下「総務大臣等」という。）に協議することを要しないものとする。

2 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもって地方債を発行しようとする場合において総務大臣等に協議しないときは、あらかじめ、地方債の起債の目的等を総務大臣等に届け出なければならぬものとする。

3 届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものと



すること。

4 届出がされる地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものの予定額を、協議において同意をする地方債の予定額の総額等に関する書類に含むものとする。

三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正（第十六条関係）

国等に対する寄附金等に係る規定を削除すること。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 社会教育法の一部改正（第十七条関係）

市町村は、その設置する公民館に置かれる公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

二 図書館法の一部改正（第十八条関係）

地方公共団体は、その設置する図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

三 博物館法の一部改正（第十九条関係）

地方公共団体は、その設置する博物館に置かれる博物館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正（第二十条関係）  
公立の高等学校の生徒の収容定員の基準を廃止すること。

#### 第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 地域保健法の一部改正（第二十一条関係）

都道府県が人材確保支援計画に定めるものとされている事項のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項については、人材確保支援計画に定めるよう努める事項として、努力義務化し、その他特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項については削除すること。

二 児童福祉法の一部改正（第二十二条関係）

1 指定障害児通所支援事業者の指定

イ 都道府県は、指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする

こと。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

## 2 指定障害児入所施設の指定

イ 都道府県は、指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

## 3 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定を削除すること。

4 未熟児の訪問指導の主体が市町村へ変更されることから、市町村の未熟児の訪問指導の際に乳児全戸訪問事業を行うことができるものとする。

5 特定市町村の市町村保育計画の公表及びその実施状況の公表について努力義務化し、実施状況の公表回数について例示化すること。

6 特定都道府県の都道府県保育計画の公表及びその実施状況の公表について努力義務化し、実施状況の公表回数について例示化すること。

## 三 理容師法の一部改正（第二十三条関係）

理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準及び理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

#### 四 墓地、埋葬等に関する法律の一部改正（第二十四条関係）

1 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ移譲すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

#### 五 興行場法の一部改正（第二十五条関係）

1 興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに興行場について営業者が講ずべき衛生措置の基準に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

#### 六 旅館業法の一部改正（第二十六条関係）

1 社会教育施設等で学校・児童福祉施設に類するものの指定、旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準及び宿泊を拒むことができる事由に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

#### 七 公衆浴場法の一部改正（第二十七条関係）

1 公衆浴場の設置の場所の配置基準並びに公衆浴場について営業者が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

#### 八 民生委員法の一部改正（第二十八条関係）

都道府県知事による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立に係る規定を削除すること。

#### 九 医療法の一部改正（第二十九条関係）

1 都道府県知事は、病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所の病床数を算定するに当た

つて、厚生労働省令で定める基準に従い、条例の定めるところにより、必要な補正を行うものとする  
こと及び介護老人保健施設の入所定員数を療養病床の病床数とみなすものとする。

2 都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、当該保健所を設置する市又は特別区）は、病院又は診療所の開設者が専属の薬剤師を置かなければならないこととする病院又は診療所の基準を、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定めるものとする。

3 都道府県は、病院又は療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準の一部を条例で定めるものとし、その条例を定めるに当たつては、従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

4 その他所要の改正を行うこと。

#### 十 身体障害者福祉法の一部改正（第三十条関係）

1 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び

身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（２において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

２ 都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができること。

## 十一 生活保護法の一部改正（第三十一条関係）

### 1 保護施設

イ 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、（イ）（ハ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、（ニ）に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（イ） 保護施設に配置する職員及びその員数

(ロ) 保護施設に係る居室の床面積

(ハ) 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持

に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 保護施設の利用定員

2 その他所要の改正を行うこと。

十二 クリーニング業法の一部改正（第三十二条関係）

クリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

十三 毒物及び劇物取締法の一部改正（第三十三条関係）

1 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム等を業務上取り扱う者（以下「業務上取扱者」という。）からの事業廃止及び変更の届出並びに毒物劇物取扱責任者を置いた場合の届出の受理、業務上取扱者からの必要な報告徴収、事業場への立入検査等の事務を都道府県から保健所設置市又は特別区が行うものとする。



2 その他所要の改正をすること。

#### 十四 社会福祉法の一部改正（第三十四条関係）

1 町村が福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 都道府県知事並びに指定都市の長及び中核市の長の、社会福祉法等の施行に関する事務について、指導監督を行うための計画の樹立及びその実施を努力義務とすること。

3 社会福祉法人の所轄庁について、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないものは市長とすること。

#### 4 社会福祉施設

イ 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

(ロ) 社会福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 社会福祉施設の利用定員

5 社会福祉事業を目的とする寄付金募集に係る厚生労働大臣又は都道府県知事の許可に係る規定を削除すること。

6 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に係る意見反映のための措置及び計画の内容の公表を努力義務とすること。

7 その他所要の改正を行うこと。

十五 社会福祉法の一部改正(第三十五条関係)

- 1 市の区域内で行われる隣保事業に係る事務について、市長が行うものとする。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

十六 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正（第三十六条関係）  
都道府県献血推進計画の公表義務を努力義務化すること。

十七 美容師法の一部改正（第三十七条関係）

美容師が美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準及び美容所の開設に際して衛生上必要な措置の基準に係る条例の制定に関する権限を都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲すること。

十八 水道法の一部改正（第三十八条関係）

1 水道事業者又は水道用水供給事業者が地方公共団体である場合には、当該事業者は布設工事監督職員の配置基準（布設工事監督職員を配置しなければならない水道の布設工事の範囲）及び資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定めるものとする。

2 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者が地方公共団体である場合には、当該事業

者又は設置者は水道技術管理者の資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定めるものとする  
と。

3 専用水道及び簡易専用水道に係る権限（専用水道の布設工事の設計の確認等、専用水道の給水開始の届出受理、専用水道の業務委託の際の届出受理、改善の指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査）をすべての市に移譲すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

#### 十九 知的障害者福祉法の一部改正（第三十九条関係）

1 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（２において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる  
と。

2 都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ

、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができること。

## 二十 薬事法の一部改正（第四十条関係）

1 薬局の開設の許可、薬局の管理者に係る許可及び薬局の休廃止等の届出の事務を保健所設置市又は特別区が行うものとする。

2 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所設置市又は特別区にある場合の製造販売業の許可等の申請等に係る経由事務、立入検査、検査命令等の事務を保健所設置市又は特別区が行うものとする。

3 厚生労働大臣の権限に属する事務の一部を政令で保健所設置市又は特別区が行うことができるものとする。

4 その他所要の改正をすること。

## 二十一 母子及び寡婦福祉法の一部改正（第四十一条関係）

都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関

係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定及び計画の公表に係る規定を削除すること。

## 二十二 母子保健法の一部改正（第四十二条関係）

- 1 低体重児が出生した場合の届出先を市町村に変更するものとする。
- 2 未熟児の訪問指導の主体を市町村に変更するものとする。
- 3 養育医療の給付主体を市町村に変更するとともに、児童福祉法を準用する場合における読替え規定に係る所要の整備を行うものとする。

4 養育医療の給付に要する費用の支弁を行う主体を市町村に変更するものとする。

5 市町村の行う養育医療の給付について、都道府県がその四分の一を負担するものとする。

6 養育医療の給付に要する費用の徴収主体を市町村に変更するものとする。

## 二十三 職業能力開発促進法の一部改正（第四十三条関係）

### 1 都道府県職業能力開発計画

イ 都道府県職業能力開発計画の策定について努力義務化すること。

ロ 都道府県職業能力開発計画の内容について例示化すること。

ハ 都道府県職業能力開発計画の案を作成する場合における事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために講ずる必要な措置について努力義務化すること。

ニ 都道府県職業能力開発計画の公表について努力義務化すること。

## 2 公共職業能力開発施設

都道府県の職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校の設置、市町村の職業能力開発校の設置のときに、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならないとしていた規定を削除すること。

## 3 職業訓練の基準

イ 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練に関する基準について、条例で定める基準とすること。

ロ イの条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

#### 4 職業訓練を受ける求職者に対する措置

イ 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練について、無料とする公共職業訓練の範囲を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

#### 5 都道府県知事による職業訓練の認定

都道府県知事が、事業主等の行う高度職業訓練が基準に適合する旨の認定をしようとするとき又は当該認定の取消しをしようとするときに、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならぬとしていた規定を削除すること。

#### 6 職業訓練指導員資格等

イ 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員について、条例で定める者とする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従うべきものとする。

ハ 都道府県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練における職業訓練指導員について



、条例で定める者とする事。

ニ ハの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする事。

7 その他所要の改正を行う事。

## 二十四 勤労青少年福祉法の一部改正（第四十四条関係）

### 1 勤労青少年福祉事業計画

イ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容について例示化する事。

ロ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の概要の公表について努力義務化する事。

2 その他所要の改正を行う事。

## 二十五 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（第四十五条関係）

1 都道府県医療費適正化計画の一部について例示化する事。

2 都道府県医療費適正化計画の公表義務を努力義務化する事。

## 二十六 地域雇用開発促進法の一部改正（第四十六条関係）

1 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画において定めるものとして掲げている事項の一部について

努力義務化及び廃止すること。

2 市町村長又は都道府県知事が地域雇用創造計画の案を作成するに際に必要な地域雇用創造協議会への事前の協議に係る規定について努力義務化すること。

3 市町村長が地域雇用創造計画の案を作成する際に必要な関係都道府県知事への事前の意見聴取に係る規定を削除すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

二十七 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正（第四十七条関係

）

1 市町村整備計画においては、おおむね、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、計画期間及び目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業を定めるものとする。

2 市町村整備計画の公表に係る規定を廃止すること。

二十八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正（第四十八条関係）

中小企業者及び事業協同組合等が作成する労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業についての計画のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第四条第二項第五号に掲げる事項が記載されているものを都道府県知事が認定をしようとするに際し必要な厚生労働大臣への同意を要する協議について、同項第一号から第四号に掲げる事項に係る協議を廃止し、第五号に掲げる事項についてのみ協議対象とすること。

二十九 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正（第四十九条関係）

1 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定を廃止し、都道府県計画の公表に係る規定を努力義務化すること。

2 河川管理者事業計画の内容のうち、その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定を廃止し、河川管理者事業計画の公表に係る規定を努力義務化すること。

三十 林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正（第五十条関係）

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

三十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正（第五十一条関係）

1 都道府県の予防計画に定めるものとされている事項のうち、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及については努力義務化し、その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項については削除すること。

2 予防計画の公表にかかる規定を削除すること。

3 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長が行う結核指定医療機関の指定等の権限を、保健所設置市及び特別区の長へ移譲すること。

三十二 健康増進法の一部改正（第五十二条関係）

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の公表にかかる規定を削除すること。

三十三 次世代育成支援対策推進法の一部改正（第五十三条関係）

1 市町村行動計画の公表に係る規定及び市町村行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定

を努力義務化し、当該措置の実施の状況の公表回数に係る規定を例示化すること。

- 2 都道府県行動計画の公表に係る規定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定を努力義務化し、当該措置の実施の状況の公表回数に係る規定を例示化すること。

### 三十四 障害者自立支援法の一部改正（第五十四条関係）

#### 1 指定障害福祉サービス事業者

イ 都道府県は、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

#### 2 指定障害者支援施設

イ 都道府県は、指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

#### 3 市町村障害福祉計画

イ 市町村障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見

込量の確保のための方策及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとする。

ロ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4 都道府県障害福祉計画

都道府県障害福祉計画においては、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス等の質の向上のために講ずる措置に関する事項及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとする。

#### 三十五 がん対策基本法の一部改正（第五十五条関係）

都道府県がん対策推進計画の公表に係る規定を削除するとともに、その変更の義務付けを努力義務化すること。

三十六 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正（第五十六条関係）

医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合に、当該計画に記載するものとされている事項の一部については、その記載を努力義務とすること。

#### 第五 農林水産省関係（第五章関係）

##### 一 競馬法の一部改正（第五十七条関係）

地方公共団体による地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画に定めるものとされている事項のうち、同計画の目標及びその他農林水産省令で定める事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

##### 二 農業改良助長法の一部改正（第五十八条関係）

都道府県による協同農業普及事業の実施に関する方針に定めるものとされている事項のうち、その他協同農業普及事業の実施に関する事項についての記載義務を廃止し、同方針に定めるよう努めるものとする。

三 土地改良法の一部改正（第五十九条関係）

市町村が土地改良事業を開始し、変更し、又は廃止するに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を廃止し、市町村は、同事業を開始し、変更し、又は廃止したときは都道府県知事に報告するものとする。

四 森林病虫害等防除法の一部改正（第六十条関係）

1 都道府県知事による樹種転換を促進するための指針の公表義務を廃止し、都道府県知事は同指針を公表するよう努めるものとする。

2 市町村による自主防除措置の実施に関する計画に定めるものとされている事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

3 市町村が2の計画を定め、又はこれを変更するに際し必要な都道府県知事への協議を廃止し、市町村は、同計画を定め、又はこれを変更したときは都道府県知事に報告するものとする。

五 肥料取締法の一部改正（第六十一条関係）

都道府県知事が法を適用しない肥料の指定をするに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道



府県知事は、当該肥料の指定をしたときは農林水産大臣に通知するものとする。

#### 六 漁港漁場整備法の一部改正（第六十二条関係）

地方公共団体が特定漁港漁場整備事業計画を定めるに際しその案を公衆の縦覧に供しなければならない期間を例示化すること。

#### 七 植物防疫法の一部改正（第六十三条関係）

都道府県知事が指定有害動植物の防除の基本となる計画を定め、又は変更したときに必要な農林水産大臣への同意を要する協議を廃止し、都道府県知事は、同計画を定め、又は変更したときは農林水産大臣に報告するものとする。

#### 八 家畜改良増殖法の一部改正（第六十四条関係）

1 都道府県知事による家畜の改良増殖に関する計画に定めるものとされている事項のうち、その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 都道府県知事による1の計画の公表義務を廃止し、都道府県知事は同計画を公表するよう努めるも

のとする事。

#### 九 農地法の一部改正（第六十五條關係）

都道府県知事の行方第三條の許可事務を農業委員会に移讓すること。

#### 十 酪農及び肉用牛生産の振興に關する法律の一部改正（第六十六條關係）

1 都道府県知事による酪農及び肉用牛生産の近代化を因るための計画に定めるものとされている事項のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に關する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を因るために必要な事項についての記載義務を廢止し、同計画に定めるよう努めるものとする事。

2 都道府県知事が1の計画を作成するに際し必要な酪農及び肉用牛生産の近代化に關する方針、その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に應ずる近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標等についての農林水産大臣への協議を廢止し、都道府県知事は、同計画を作成し  
たときはこれらの事項に係る部分を農林水産大臣に報告するものとする事。

3 都道府県知事による1の計画の公表義務を廢止し、都道府県知事は同計画を公表するよう努めるものとする事。

4 市町村長による酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定めるものとされている事項のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

5 都道府県知事が集約酪農振興計画を変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、同計画を変更したときは農林水産大臣に報告するものとする。

十一 果樹農業振興特別措置法の一部改正（第六十七条関係）

都道府県知事による果樹農業の振興を図るための計画に定めるものとされている事項のうち、果樹農業の振興に関する方針、土地改良その他生産基盤の整備に関する事項等についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

十二 山村振興法の一部改正（第六十八条関係）

1 都道府県による振興山村の振興に関する基本方針の策定義務を廃止し、都道府県が同方針を定めることができるものとする。

2 都道府県による1の方針に定めるものとされている事項についての記載義務を廃止し、同方針にお

おむね定めるものとする。

3 都道府県が1の方針を定めるに際し必要な主務大臣への同意を要する協議を廃止し、都道府県は、同方針を定めたときは主務大臣に提出するものとする。

4 振興山村の指定があつた山村の区域を管轄する市町村による振興山村に係る山村振興に関する計画の作成義務を廃止し、当該市町村が同計画を作成することができるものとする。

### 十三 野菜生産出荷安定法の一部改正（第六十九条関係）

1 都道府県知事による指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画の公表義務を廃止し、都道府県知事は同計画を公表するよう努めるものとする。

2 1の計画に定めるものとされている事項のうち、土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項及び集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

### 十四 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正（第七十条関係）

1 都道府県知事による農業振興地域整備基本方針の公表義務を廃止し、都道府県知事は同方針を公表

するよう努めるものとする。

2 市町村が農業振興地域整備計画を定めるに際しその案を縦覧に供しなければならぬ期間を例示化すること。

十五 海洋水産資源開発促進法の一部改正（第七十一条関係）

都道府県による沿岸水産資源開発計画の策定義務を廃止し、都道府県が同計画を定めることができるものとする。

十六 農村地域工業等導入促進法の一部改正（第七十二条関係）

1 都道府県による農村地域への工業等の導入に関する基本計画に定めるものとされている事項のうち、農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標、農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標等の大綱についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 都道府県又は市町村による農村地域内の一定の地区への工業等の導入に関する実施計画に定めるものとされている事項のうち、導入される工業等への農業従事者の就業の目標、工業等の導入と相まっ

て促進すべき農業構造の改善に関する目標等についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村による2の計画の公表義務を廃止し、都道府県又は市町村は同計画を公表するよう努めるものとする。

#### 十七 沿岸漁場整備開発法の一部改正（第七十三条関係）

1 都道府県による水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画に定めるものとされている事項のうち、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項、その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項等についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 都道府県による1の計画の公表義務を廃止し、都道府県は同計画を公表するよう努めるものとする。

#### 十八 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正（第七十四条関係）

係)

都道府県知事が林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想を定め、又はこれを変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、同構想を定め、又はこれを変更したときは農林水産大臣に報告するものとする。

#### 十九 地力増進法の一部改正（第七十五条関係）

1 都道府県知事による地力の増進を図るための農業者等に対する指針の策定義務を廃止し、都道府県知事が同指針を定めることができるものとする。

2 1の指針に定めるものとされている事項についての記載義務を廃止し、同指針におおむね定めるものとする。

3 都道府県知事が1の指針を定めるに際し必要な関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見の聴取を廃止し、都道府県知事は、同指針を定めるに際し当該意見を聴くよう努めるものとする。

4 都道府県知事による1の指針の公表義務を廃止し、都道府県知事は同指針を公表するよう努めるものとする。

二十 集落地域整備法の一部改正（第七十六条関係）

- 1 都道府県知事による集落地域の整備又は保全に関する基本方針の策定義務を廃止し、都道府県知事が同方針を定めることができるものとする。
- 2 1の方針に定めるものとされている事項のうち、集落地域の整備又は保全の目標、集落地域における土地利用に関する基本的事項等についての記載義務を廃止し、同方針におおむね定めるものとする。
- 3 都道府県知事が1の方針を定めるに際し必要な農林水産大臣及び国土交通大臣への協議を廃止すること。
- 4 都道府県知事による1の方針の公表義務を廃止し、都道府県知事は同方針を公表するよう努めるものとする。
- 5 市町村による都市計画に集落地区計画について定めるものとされている事項のうち、当該集落地域計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針についての記載義務を廃止し、当該都市計画に定めるよう努めるものとする。



6 市町村による集落地区整備計画に定めるものとされている事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めることができるものとする。

7 市町村による集落農業振興地域整備計画に定めるものとされている事項のうち、同計画の区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項並びに当該区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項についての記載義務を廃止し、同計画におおむね定めるものとする。

#### 二十一 市民農園整備促進法の一部改正（第七十七条関係）

1 都道府県知事による市民農園の整備に関する基本方針の策定及び変更義務を廃止し、都道府県知事が同方針を定め、及びこれを変更することができるものとする。

2 1の方針に定めるものとされている事項のうち、市民農園の整備の基本的な方向及びその他必要な事項についての記載義務を廃止し、同方針に定めるよう努めるものとする。

#### 二十二 獣医療法の一部改正（第七十八条関係）

1 都道府県による獣医療を提供する体制の整備を図るための計画に定めるものとされている事項のうち

ち、獣医師の確保に関する目標、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針等についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 都道府県が1の計画を定め、又はこれを変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止すること。

二十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正（第七十九条関係）

1 市町村による特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画に定めるものとされている事項のうち、農林業その他の事業の活性化の目標及びその他主務省令で定める事項についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 1の計画における農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものとして定めるものとされている事項のうち、当該事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項についての記載義務を廃止し、当該事業に係る事項として定めるよう努めるものとする。

二十四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正（第八十条関係）

1 都道府県による農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針の策定及び変更義務を廃止し、都道府県が同方針を定め、及び変更することができるものとする。

2 1の方針に定めるものとされている事項のうち、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項、整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項等についての記載義務を廃止し、同方針におおむね定めるものとする。

3 都道府県が1の方針を定めるに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止し、都道府県は、同方針を定めたときは農林水産大臣に報告するものとする。

4 都道府県による1の方針の公表義務を廃止し、都道府県は同方針を公表するよう努めるものとする。

5 市町村による農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画に定めるものとされている事項のうち、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針、整備

地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項等についての記載義務を廃止し、同計画におおむね定めるものとする。

6 市町村が5の計画を作成するに際し必要な都道府県知事への協議を廃止し、市町村は、同計画を作成したときは都道府県知事に報告するものとする。

二十五 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正（第八十一条関係）

1 都道府県知事による青年等の就農促進に関する方針の策定及び変更義務を廃止し、都道府県知事が同方針を定め、及びこれを変更することができるものとする。

2 1の方針に定めるものとされている事項のうち、青年等の就農促進に関する基本的な方向についての記載義務を廃止し、同方針に定めるよう努めるものとする。

二十六 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正（第八十二条関係）

1 都道府県による持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の策定及び変更義務を廃止し、都道府県が同指針を定め、及びこれを変更することができるものとする。

2 1の指針に定めるものとされている事項のうち、その他必要な事項についての記載義務を廃止し、

同指針に定めるよう努めるものとする。

二十七 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正（第八十三条関係）

1 都道府県による家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に定めるものとされている事項のうち、家畜排せつ物の利用の目標、家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項等についての記載義務を廃止し、同計画に定めるよう努めるものとする。

2 都道府県が1の計画を定め、又はこれを変更するに際し必要な農林水産大臣への協議を廃止すること。

二十八 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正（第八十四条関係）

関係県による有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画の公表義務を廃止し、関係県は同計画を公表するよう努めるものとする。

二十九 有機農業の推進に関する法律の一部改正（第八十五条関係）

都道府県による有機農業の推進に関する施策についての計画の公表義務を廃止し、都道府県は同計画

を公表するよう努めるものとする。

三十 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正（第八十六条関係

）

1 都道府県又は市町村による定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画に記載するものとされている事項のうち、同計画の目標、当該目標を達成するために必要な事業及び当該事業と一体となって効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項等についての記載義務を廃止し、同計画に記載するよう努めるものとする。

2 市町村が1の計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載するに際し必要な当該事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項についての都道府県知事への同意を要する協議を廃止すること。

3 都道府県又は市町村による1の計画の公表義務を廃止し、都道府県又は市町村は同計画を公表するよう努めるものとする。

第六 経済産業省関係（第六章関係）

一 ガス事業法の一部改正（第八十七条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行い得ることとする。

二 工場立地法の一部改正（第八十八条関係）

市の区域については、市が緑地面積率等に係る準則を定めることができることとともに、この法律に基づく事務を、市長も行い得ることとするための規定を整備すること。

三 電気用品安全法の一部改正（第八十九条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行い得ることとする。

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正（第九十条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行い得ることとする。

五 消費生活用製品安全法の一部改正（第九十一条関係）

この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行い得ることとする。

六 中小小売商業振興法の一部改正（第九十二条関係）

この法律に規定する経済産業大臣等の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行い得ることとする。

七 発電用施設周辺地域整備法の一部改正（第九十三条関係）

利便性向上等事業計画に定める事項のうち、主務省令で定める事項に係る規定を削除すること。

八 計量法の一部改正（第九十四条関係）

都道府県知事及び特定市町村の長の協議規定を削除すること。

九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正（第九十五条関係）

事業環境整備構想に定める事項のうち、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項に係る規定並びに当該構想を作成しようとする場合における都道府県による関係市町村への協議規



定及び指定都市による関係道府県への協議規定を削除すること。

## 第七 国土交通省関係（第七章関係）

### 一 水害予防組合法の一部改正（第九十六条関係）

1 水害予防組合の書記、技術員その他の常勤職員の中から会計事務を掌る者を定める場合における都道府県知事の認可は、都道府県知事への届出とすること。

2 水害予防組合の組合規約の設定改正等に係る都道府県知事の許可は、都道府県知事への届出とすること。

### 二 水防法の一部改正（第九十七条関係）

1 都道府県の水防計画の要旨の公表を努力義務とすること。

2 指定水防管理団体の水防計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議は、都道府県知事への届出とともに、水防計画の要旨の公表を努力義務とすること。

### 三 公営住宅法の一部改正（第九十八条関係）

1 公営住宅の計画的な整備に係る規定を削除すること。

2 公営住宅建替事業に関する計画の一部について努力義務化及び削除すること。

#### 四 道路法の一部改正（第九十九条関係）

1 町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるものとする。

2 駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するための標識について、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあっては、国土交通省令）で定めるところにより設けるものとする。

3 都道府県道又は市町村道の道路管理者が都道府県道又は市町村道である橋又は渡船施設の利用者から料金を徴収する場合の国土交通大臣の許可又は当該許可に係る申請書の記載事項の変更に係る国土交通大臣の許可若しくは国土交通大臣への協議を、国土交通大臣への届出とすること。

4 橋その他政令で定める主要な工作物の新設又は改築に当たつての構造計算又は試験による安全性の確認に係る規定を削除すること。

5 自動車専用道路と道路等との交差の方式を立体交差としなくてもよい場合について、道路管理者で

ある地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合を加えること。

6 自動車専用道路と連結させることができる施設について、道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設を加えること。

#### 五 離島振興法の一部改正（第百条関係）

1 離島振興計画の策定の義務付けについて努力義務化すること。

2 離島振興計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

#### 六 土地区画整理法の一部改正（第百一条関係）

1 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等に係る事務の一部を、市に移譲すること。

2 土地区画整理事業の換地計画において定めるものとして掲げている事項の一部について廃止すること。

#### 七 道路整備特別措置法の一部改正（第百二条関係）

1 都道府県道又は市町村道の道路管理者による当該道路の利用者からの料金徴収について、国土交通大臣の許可を廃止し、条例で定めるところにより料金を徴収することができるものとするとともに、当該条例を制定したときは、国土交通大臣に届け出なければならないもの等とすること。

2 都道府県道又は市町村道の道路管理者による当該道路の利用者からの料金徴収について、二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可を廃止し、条例で定めるところにより料金を徴収することができるものとするとともに、当該条例を制定したときは、国土交通大臣に届け出なければならないもの等とすること。

3 都道府県道又は市町村道の道路管理者が当該道路の利用者から料金を徴収することとした道路の新設又は改築に関する工事の廃止に係る国土交通大臣への同意を要する協議を、国土交通大臣への届出とすること。

#### 八 都市公園法の一部改正（第百三条関係）

1 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を、政令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めること等とすること。

2 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の都市公園の敷地面積に対する割合を、百分の二を参酌して地方公共団体が条例で定めること等とすること。

#### 九 空港法の一部改正（第百四条関係）

空港供用規程に係る国土交通大臣の認可は、国土交通大臣への届出とともに、地方管理空港以外の空港管理者に対しては、所要の事後的是正措置を設けること。

#### 十 駐車場法の一部改正（第百五条関係）

1 駐車場整備計画の策定の義務付けについて「できる」規定化すること。

2 駐車場整備計画において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

3 駐車場整備計画の公表義務について努力義務化すること。

4 路上駐車場管理者は、路上駐車場の利用について必要な事項の表示を条例で定めることとすること。

5 路外駐車場の設置、管理規程又は休廃止（供用の再開を含む。）の届出に関する事務、路外駐車場管理者からの報告、資料の提出を求め、立入検査又は是正を命ずる事務を、市に移譲すること。

#### 十一 地すべり等防止法の一部改正（第百六条関係）

市町村の関連事業計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議に係る規定を削除するとともに、関連事業計画の公表を努力義務とすること。

## 十二 下水道法の一部改正（第一百七条関係）

1 公共下水道の構造は、公共下水道の技術上の基準のうち、政令で定めるもののほか、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものに適合するものでなければならぬものとする。

2 終末処理場の維持管理の基準を、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

3 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準を、政令で定める基準を参酌して、都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとする。

## 十三 住宅地区改良法の一部改正（第一百八条関係）

改良地区内の建築行為等の許可、原状回復等の事務を、市に移譲すること。

## 十四 豪雪地帯対策特別措置法の一部改正（第一百九条関係）

道府県豪雪地帯対策基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

十五 共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正（第一百十条関係）

1 共同溝整備計画の内容について例示化すること。

2 共同溝の占用予定者の意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合及び占用許可の申請の取下げがあった場合における共同溝整備計画の修正義務を廃止するものとする。

十六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正（第一百一条関係）

1 関係府県知事に対する、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画の作成の義務付けを「でき」規定化すること。

2 近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

十七 地方住宅供給公社法の一部改正（第一百十二条関係）

- 1 地方住宅供給公社への出資に関する総務大臣との協議の義務付けに係る規定を削除すること。
- 2 事業計画及び資金計画中住宅の積立分譲に係る部分に関する国土交通大臣との協議の義務付けに係る規定を削除すること。
- 18 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正（第百十三条関係）  
歴史的風土特別保存地区において標識を設置する義務について例示化すること。
- 19 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正（第百十四条関係）  
特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成について「できる」規定化すること。
- 20 首都圏近郊緑地保全法の一部改正（第百十五条関係）
  - 1 地方公共団体が管理協定に施設の整備に関する事項を定めようとする場合における、都県知事への協議を届出とすること。
  - 2 都県が首都圏近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又は変更するに際し必要な国土交通大臣への同意を要する協議を廃止すること。
  - 3 その他所要の改正を行うこと。



二十一 流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正（第百十六条関係）

- 1 基本方針の策定の義務付けについて「できる」規定化すること。
- 2 基本方針において定めるものとして掲げている事項及び勘案すべきものとして掲げている事項について例示化すること。

3 基本方針の策定に係る主務大臣への協議について廃止すること。

4 基本方針の公表の義務付けについて努力義務化すること。

5 流通業務地区内における施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令等に係る事務を、市に移譲すること。

二十二 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正（第百十七  
条関係）

1 関係県知事に対する、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域建設計画の作成の義務付けを「できる」規定化すること。

2 保全区域整備計画を作成する場合における、国土交通大臣への協議を廃止すること。

3 都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域建設計画の公表義務について努力義務化すること。

4 都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

5 保全区域整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

### 二十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正（第百十八条関係）

1 関係府県知事に対する、保全区域整備計画の作成の義務付けを「できる」規定化すること。

2 保全区域整備計画のうち、近郊緑地保全区域を含む保全区域に係るものについては国土交通大臣への同意を要する協議を通知とするとともに、それ以外のものについては国土交通大臣への協議を廃止すること。

3 保全区域建設計画の公表義務について努力義務化すること。

4 保全区域整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

5 地方公共団体が管理協定に施設の整備に関する事項を定めようとする場合における、府県知事への

協議を届出とすること。

6 府県が近畿圏近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又は変更するに際し必要な国土交通大臣への同意を要する協議を廃止すること。

7 その他所要の改正を行うこと。

二十四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正（第百十九条関係）

1 都道府県知事が策定する空港周辺整備計画に定める事項について、内容を例示化すること。

2 地方公共団体が独立行政法人空港周辺整備機構に出資しようとする場合における総務大臣への協議に係る規定を廃止すること。

3 都道府県知事が行う空港周辺整備計画の策定に係る関係行政機関の長への協議を廃止すること。

二十五 都市計画法の一部改正（第百二十条関係）

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、地域地区、促進区域、遊休土地転換利用促進地区、被災市街地復興推進地域、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域並びに地区計画等に

関する都市計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

2 都市再開発方針等、地域地区、促進区域、遊休土地転換利用促進地区、被災市街地復興推進地域、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域及び地区計画等に関する都市計画の策定について「できる」規定化すること。

3 地区計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

4 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める事項の一部について努力義務化すること。

5 地区整備計画において定めるものとして掲げている事項について「できる」規定化すること。

6 緑地保全地域に関する都市計画は、二以上の市町村の区域にわたるものに係るものを除き、市町村が定めるものとする。

7 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業に関する都市計画は、政令で定める大規模なものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに係るものを除き、市町村が定めるものとする。

8 市街地開発事業等予定区域のうち、都市施設の予定区域に関する都市計画にあっては、政令で定めるものに関するものを除き、市町村が定めるものとする。

9 都市計画の図書又はその写しの縦覧の方法について、例示化すること。

10 都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可等の事務を、市に移譲すること。

11 区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画は、指定都市の区域においては、指定都市が定めるものとする。

## 二十六 都市再開発法の一部改正（第二百一十一条関係）

1 都市再開発の方針の策定の義務付けについて努力義務化及び「できる」規定化すること。

2 市街地再開発事業に関する都市計画における当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標の策定の義務付けについて「できる」規定化すること。

3 市街地再開発促進区域内における建築の許可及び違反是正措置命令並びに第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等に係る事務の一部を、市に移譲すること。

4 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認について廃止すること。

と。

5 管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議について廃止すること。

二十七 筑波研究学園都市建設法の一部改正（第二百二十二条関係）

1 茨城県知事による周辺開発地区整備計画に係る国土交通大臣への協議を廃止すること。

2 周辺開発整備計画に関する国土交通大臣の関係行政機関の長への協議を廃止すること。

3 周辺開発地区整備計画の策定の義務付けについて努力義務化すること。

4 周辺開発地区整備計画の公表義務について努力義務化すること。

5 周辺開発地区整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

二十八 地方道路公社法の一部改正（第二百二十三条関係）

地方公共団体が地方道路公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議を廃止すること。

二十九 日本下水道事業団法の一部改正（第二百二十四条関係）

地方公共団体が、日本下水道事業団に出資しようとする際の、総務大臣との協議の義務付けを廃止すること。

三十 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正（第二百五条関係）

1 市の区域内に所在する土地を譲り渡そうとするときは、当該市の長に届け出なければならないものとする。

2 市の区域内に所在する土地の買取りを希望するときは、当該市の長に申し出ることができるものとする。

3 市長は、1又は2の届出又は申出があつた場合において、土地の買取りの協議の事務を行うものとする。

三十一 新都市基盤整備法の一部改正（第二百二十六条関係）

1 施行者又は開発誘導地区内の土地を施行者から譲り受けた者に対する、実施計画の策定に係る義務付けを「できる」規定化すること。

2 国及び地方公共団体以外の者並びに市町村に対する、実施計画に係る都道府県知事の認可又は同意

を要する協議を廃止すること。

三十二 都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正（第二百二十七条関係）

都市モノレールについての都市計画の策定の義務付けを努力義務化すること。

三十三 都市緑地法の一部改正（第二百二十八条関係）

1 基本計画において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

2 基本計画を定める場合の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務について努力義務化すること。

3 町村が基本計画に定めるものとして掲げられている事項の一部を定めるに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

4 基本計画の公表義務について努力義務化すること。

5 緑地保全地域及び特別緑地保全地区における行為の規制、原状回復命令、立入検査等の事務について、都道府県から市へ移譲すること。

6 緑地保全計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。



7 緑地保全地域等において標識を設置する義務について例示化すること。

8 地方公共団体が首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地の区域について締結する市民緑地契約において定めるものとして掲げられている事項の一部を定めるに際し必要な都府県知事への協議を、届出とすること。

9 その他所要の改正を行うこと。

### 三十四 生産緑地法の一部改正（第二百二十九条関係）

生産緑地地区において標識を設置する義務について例示化すること。

### 三十五 国土利用計画法の一部改正（第三百十条関係）

1 都道府県計画の要旨の公表について努力義務化すること。

2 市町村計画を定める場合には、公聴会の開催等住民の意向を反映させるために必要な措置を講ずることについて努力義務化すること。

3 市町村計画の要旨の公表について努力義務化すること。

4 土地利用基本計画の要旨の公表について努力義務化すること。

三十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正（第三百三十一条

関係）

- 1 住宅市街地の開発整備の方針の策定の義務付けについて努力義務化すること。
- 2 土地区画整理促進区域に関する都市計画に定める事項のうち、住宅市街地としての開発の方針について努力義務化すること。
- 3 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内及び住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可並びに原状回復命令等に係る事務の一部を、市に移譲すること。
- 4 特定土地区画整理事業の事業計画に定める施行区域の面積に係る要件について廃止すること。
- 5 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に定める事項のうち、住宅街区としての整備の方針について努力義務化すること。
- 6 住宅街区整備事業の換地計画において定めるものとして掲げている事項の一部について廃止すること。
- 7 管理規約の策定に係る市町村の都府県知事への同意を要する協議について廃止すること。

三十七 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部改正（第三百三十二条関係）

- 1 国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成の義務付けを「できる」規定化すること。
- 2 国際観光文化都市の整備に関する事業計画において定める事項の一部に係る規定を削除すること。
- 3 国際観光文化都市の整備に関する事業計画の改定の義務付けに係る規定を削除すること。

三十八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正（第三百三十三条関係）

都道府県知事が作成する航空機騒音対策基本方針の記載事項のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項の記載について努力義務化し、その内容について例示化するとともに、当該事項に係る関係行政機関の長への協議を廃止すること。

三十九 幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正（第三百三十四条関係）

- 1 道路交通騒音減少計画の作成について「できる」規定化し、その公表について努力義務化すること。
- 2 道路交通騒音減少計画の内容について例示化すること。
- 3 沿道地区計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

5 沿道地区整備計画において定めるものとして掲げている事項について「できる」規定化すること。

6 沿道整備権利移転等促進計画の作成について「できる」規定化すること。

7 沿道整備権利移転等促進計画において定めるものとして掲げている事項の一部について「できる」規定化すること。

8 指定都市、中核市又は特例市が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとするに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議を不要とすること。

四十 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正（第三百十五条関係）

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

四十一 広域臨海環境整備センター法の一部改正（第三百三十八条関係）

関係地方公共団体又は関係港湾管理者が広域臨海環境整備センターに出資する場合における総務大臣への協議を廃止すること。

四十二 半島振興法の一部改正（第三百三十七条関係）

半島振興計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

四十三 総合保養地域整備法の一部改正（第三百三十八条関係）

1 基本構想において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

2 基本構想の公表義務について努力義務化すること。

四十四 関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正（第三百三十九条関係）

1 関西文化学術研究都市の建設に関する計画の策定の義務付けについて努力義務化すること。

2 関西文化学術研究都市の建設に関する計画の公表義務について努力義務化すること。

3 関西文化学術研究都市の建設に関する計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

四十五 多極分散型国土形成促進法の一部改正（第四百四十条関係）

1 振興拠点地域基本構想において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

2 振興拠点地域基本構想の公表義務について努力義務化すること。

3 業務核都市基本構想において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

4 業務核都市基本構想の公表義務について努力義務化すること。

四十六 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正（第四百

十一関係）

1 都府県による大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する基本計画に定める事項のうち、その他宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項に係る規定を削除すること。

2 都府県が基本計画を策定しようとする場合における、国土交通大臣への協議の申出の際の、図書の添付の義務付けに係る規定を削除すること。

3 一体型土地区画整理事業に係る鉄道施設区への換地の申出が一定の条件を満たさない場合の、当該事業の施行者による事業計画の変更及び鉄道施設区の廃止の義務付けに係る規定を削除すること。

四十七 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正（第四百二十二条関係）

- 1 基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。
- 2 基本計画の公表義務について努力義務化すること。
- 3 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画に定める事項のうち、拠点業務市街地としての開発整備の方針について努力義務化すること。

4 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可及び原状回復命令等に係る事務を、市に移譲すること。

5 拠点整備土地区画整理事業の事業計画に定める施行区域の面積に係る要件について廃止すること。

四十八 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正（第四百四十三条関係）

- 1 都道府県が策定する基本計画の記載事項を義務的記載事項と任意的記載事項に整理し、義務的記載事項についてはその内容を大枠化し、任意的記載事項についてはその内容を努力義務化すること。

- 2 都道府県が基本計画の策定又は変更するに際し必要な主務大臣への協議を事後報告とすること。
- 3 都道府県による基本計画の公表義務を努力義務化すること。
- 四十九 大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正（第四百四十四条関係）
  - 1 大阪湾臨海地域に係る整備計画及び関連整備地域に係る整備計画の公表義務について努力義務化するること。
  - 2 大阪湾臨海地域に係る整備計画及び関連整備地域に係る整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。
- 五十 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（第四百四十五条関係）

供給計画の認定等の事務を市に移譲すること。
- 五十一 被災市街地復興特別措置法の一部改正（第四百四十六条関係）
  - 1 被災市街地復興推進地域に関する都市計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。
  - 2 被災市街地復興推進地域における建築物の建築等の許可等の事務を、市に移譲すること。



五十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正（第四百四十七条関係）

電線共同溝整備計画の作成について「できる」規定化すること。

五十三 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正（第四百四十八条関係）

都道府県耐震改修促進計画に地方住宅供給公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとする場合の当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意を廃止すること。

五十四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正（第四百四十九条関係）

1 防災街区整備方針の策定の義務付けを「できる」規定化すること。

2 延焼等危険建築物を除却すべきことの勧告をしようとする場合における市町村長の関係都道府県知事への協議及び都道府県知事の関係市町村長への協議に係る規定を削除すること。

3 延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居に関する基準については、政令又は主務省令で定める金額以下で、当該公営住宅等の管理者である地方公共団体の条例で定めるもの等とすること。

4 防災街区整備地区計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること

と。

5 特定建築物地区整備計画において定めるものとして掲げている事項について「できる」規定化すること。

6 防災街区整備地区整備計画において定めるものとして掲げている事項について「できる」規定化すること。

7 防災街区整備権利移転等促進計画の作成について「できる」規定化すること。

8 防災街区整備権利移転等促進計画において定めるものとして掲げている事項の一部について「できる」規定化すること。

9 防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等並びに施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可、監督処分及び立入検査等の事務を、市に移譲すること。

10 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認について廃止すること。

11 管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議について廃止すること。

12 建築主事を置かない市町村の市町村長が建築物に係る事項を定めた避難経路協定を認可する場合における都道府県知事への同意を要する協議に係る規定を削除すること。

五十五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正（第五十條關係）

都道府県による外客来訪促進計画の公表義務を努力義務化すること。

五十六 優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正（第五十一條關係）

基本方針の一部について努力義務化及び削除すること。

五十七 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正（第五十二條關係）

1 基本計画に地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとする場合の当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意を廃止すること。

2 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要の策定を「できる」規定化すること。

3 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

五十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正（第百五十三条関係）  
事業者による事業概要書の縦覧期間について例示化すること。

五十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正（第百五十四条関係）

1 都道府県知事に対する特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の策定の義務付けを「できる」規定化し、その公表の義務付けを努力義務化する  
ること。

2 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を策定・公表した場合には当該指針を勘案して、当該指針を策定・公表しない場合には基本方針を勘案して、対象建設工事の受注者等に対する助言、勧告及び命令を行うことができる  
こととする。

六十 都市再生特別措置法の一部改正（第百五十五条関係）

1 計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間について、都市計画決定権者は、やむを得ない理由があるときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができるものとする。

2 都市再生整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

3 市町村の都市再生整備計画を作成する場合における市町村都市再生整備協議会の意見聴取に係る規定を削除すること。

六十一 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（第百五十六条関係）

1 マンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可、マンション建替事業の権利変換計画の認可、マンション建替組合及び個人施行者に対する監督等の事務を、市に移譲すること。

2 市町村長のマンションの建替えに関する勧告に係る都道府県知事への協議に係る規定を削除すること。

3 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅、特定公共賃貸住宅及び高齢者向け公共賃貸住宅の入居に関する基準については、政令又は主務省令で定める金額以下で、当該公営住宅等の管理者である地方公共団体の条例で定めるもの等とすること。

#### 六十二 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正（第二百五十七条関係）

1 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で定めることとすること。

2 保全調節池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で定めることとすること。

#### 六十三 景観法の一部改正（第二百五十八条関係）

1 市町村が景観行政団体として事務を行うに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 景観計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化及び廃止すること。

3 市が準景観地区を指定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議

とすること。

4 建築主事を置かない市町村の市町村長の景観協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

5 その他所要の改正を行うこと。

六十四 都市鉄道等利便増進法の一部改正（第百五十九条関係）

1 都道府県による交通結節機能高度化構想において定めるものとして掲げている事項の一部について、努力義務化すること。

2 都道府県による交通結節機能高度化構想において定める事項のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定を削除すること。

3 交通結節機能高度化構想のうち努力義務化した事項に関する、国土交通大臣の同意及び変更の際の同意の義務付けに係る規定を削除すること。

4 協議会による交通結節機能高度化計画において定める事項のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定を削除すること。

六十五 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正（第百

六十条関係）

1 地域住宅計画の一部について努力義務化及び削除すること。

2 市が地域住宅計画に特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に関する事項を記載しようとする場合の

都道府県知事の同意を要する協議を廃止すること。

3 地域住宅計画の公表の義務付けを努力義務化すること。

六十六 住生活基本法の一部改正（第百六十一条関係）

都道府県が、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めようとするときに、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを努力義務化するとともに、計画を定めたときの公表を努力義務化すること。

六十七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（第百六十二条関係）

1 都道府県道及び市町村道に係る移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準及び地方公共団体が公園管理者等である場合の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準



については、主務省令で定める基準を参酌して、当該特定道路の道路管理者である地方公共団体及び当該特定公園施設に係る公園管理者等である地方公共団体の条例で定めるものとする。

2 特定路外駐車場設置の届出に関する事務、路外駐車場管理者等に対し是正を命ずる事務、路外駐車場管理者等から報告をさせ、立入検査をし、又は質問させる事務を、市へ移譲すること。

3 移動等円滑化基本構想の内容のうち、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針に係る規定については努力義務とするとともに、移動等円滑化基本構想の作成における特定事業に関する事項に係る協議会における協議に係る規定は削除すること。

4 移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における市町村の採否の公表に係る規定を削除し、当該提案をした者に通知するものとする。

5 道路管理者の道路特定事業計画の公表及び公園管理者等の都市公園特定事業計画の公表について努力義務化すること。

6 市町村が国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合における主務大臣の認可を、主務大臣への同意を要する協議とすること。

7 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるものとともに、都道府県公安委員会の交通安全特定事業計画の公表に係る規定を努力義務とすること。

8 建築主事を置かない市町村の市町村長の移動等円滑化経路協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議に係る規定を削除すること。

六十八 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正（第六十三条関係）

広域的地域活性化基盤整備計画において定めるものとして掲げている事項の一部について廃止・努力義務化すること。

六十九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（第六十四条関係）

1 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要の策定を「できる」規定化すること。

2 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。

七十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正（第六十五条関係）

- 1 歴史的風致維持向上計画を作成する場合の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務について努力義務化すること。
- 2 認定歴史的風致維持向上計画及び当該認定歴史的風致維持向上計画の認定の取消しの公表義務について努力義務化すること。
- 3 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要の策定の義務付けについて「できる」規定化すること。
- 4 路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要において定めるものとして掲げている事項について例示化すること。
- 5 歴史的風致維持向上地区計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。
- 6 歴史的風致維持向上地区整備計画において定めるものとして掲げている事項について「できる」規定化すること。
- 7 その他所要の改正を行うこと。

第八 環境省関係（第八章関係）

一 温泉法の一部改正（第六十六條關係）

1 土地の掘削許可及び温泉の採取制限命令を都道府県知事がする場合における経済産業局長への協議を不要とすること。

2 経済産業局長の報告徴収及び立入検査に係る規定を削除すること。

二 自然公園法の一部改正（第六十七條關係）

1 公共団体が国立公園事業の一部を執行する場合における環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 公共団体が合併又は分割により国立公園事業者の地位を承継する場合における環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

3 国立公園事業に係る環境大臣の同意の失効及び失効した旨の届出に係る規定を削除すること。

4 都道府県以外の公共団体が国定公園事業の一部を執行する場合における都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

5 都道府県知事が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定されている国定公園について許可

をしようとする場合における一定の場合には、環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

6 都道府県知事が国定公園について国の機関から協議を受けた場合における一定の場合には、環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

### 三 大気汚染防止法の一部改正（第六十八條關係）

指定ばい煙総量削減計画の公表を努力義務化すること。

### 四 騒音規制法の一部改正（第六十九條關係）

騒音に係る規制地域（市の区域内の地域に限る。）の指定及び規制基準（市の区域内の地域に係るものに限る。）の設定並びに自動車騒音の状況（市の区域に係るものに限る。）の常時監視の事務を市が行うものとする。

### 五 公害防止事業費事業者負担法の一部改正（第七十條關係）

1 費用負担計画において定めるものとして掲げている事項のうち、公害防止事業の実施に必要な事項を削除すること。

2 費用負担計画の要旨の公表を努力義務化すること。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（第一百七十一条関係）

1 都道府県廃棄物処理計画において定めるものとして掲げている事項のうち、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し必要な事項を削除すること。

2 一般廃棄物処理計画において定めるものとして掲げている事項のうち、一般廃棄物の処理に関し必要な事項を削除すること。

3 都道府県廃棄物処理計画の公表を努力義務化すること。

4 一般廃棄物処理計画の公表を努力義務化すること。

5 市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格は、環境省令で定める基準を参酌して当該一般廃棄物処理施設を設置する市町村の条例で定めるものとする。

七 水質汚濁防止法の一部改正（第一百七十二条関係）

1 総量削減計画の公表を努力義務化すること。

2 生活排水対策推進計画において定めるものとして掲げている事項の一部を努力義務化又は削除すること。

八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正（第七十三條關係）

農用地土壌汚染対策計画において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。

九 悪臭防止法の一部改正（第七十四條關係）

悪臭に係る規制地域（市の区域内の地域に限る。）の指定及び規制基準（市の区域内の地域に係るものに限る。）の設定の事務を市が行うものとする。

十 自然環境保全法の一部改正（第七十五條關係）

1 地方公共団体が原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する場合における環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 地方公共団体が原生自然環境保全地域及若しくは立入制限地区又は自然環境保全地域特別地区、野生動植物保護地区若しくは海域特別地区内において許可を要する行為をしようとする場合における環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

十一 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正（第七十六條關係）

都道府県が動物愛護管理推進計画に定めるものとして掲げている事項のうち、普及啓発に関する事項及びその他必要な事項について定めることを努力義務化し、その公表を努力義務化すること。

十二 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正（第七十七條關係）

- 1 府県計画を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要とすること。
- 2 府県計画の公表を努力義務化すること。

3 指定物質削減指導方針において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。

十三 振動規制法の一部改正（第七十八條關係）

振動に係る規制地域（市の区域内の地域に限る。）の指定及び規制基準（市の区域内の地域に係るものに限る。）の設定の事務を市が行うものとする。

十四 湖沼水質保全特別措置法の一部改正（第七十九條關係）

- 1 湖沼水質保全計画において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。
- 2 湖沼水質保全計画を都道府県知事が策定する場合における環境大臣の同意を不要等とすること。



3 湖沼水質保全計画の公表を努力義務化すること。

4 湖沼総量削減計画において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。

5 流出水対策推進計画において定めるものとして掲げている事項の一部を努力義務化又は削除すること。

十五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正（第百八十条関係）

窒素酸化物重点対策計画及び粒子状物質重点対策計画において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。

十六 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律の一部改正（第百八十一条関係）

地方公共団体の国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするときに係る環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

十七 環境基本法の一部改正（第百八十二条関係）

1 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類

型を当てはめる地域であつて市に属するものの指定の事務を市が行うものとする。

2 環境大臣による公害防止計画の策定指示等を廃止し、公害防止計画の策定を都道府県知事の任意とするとともに、関係都道府県知事による公害防止計画の環境大臣への同意を要する協議に係る規定を削除すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

十八 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正（第八十三条関係）

1 水質保全計画において定めるものとして掲げている事項の一部を削除すること。

2 水質保全計画の公表を努力義務化すること。

十九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正（第八十四条関係）

1 市町村分別収集計画において定めるものとして掲げている事項のうち、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項を削除すること。

2 市町村分別収集計画の公表を努力義務化すること。

3 都道府県分別収集促進計画において定めるものとして掲げている事項のうち、分別収集の促進に関する事項（ただし、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進を除く。）を削除すること。

4 都道府県分別収集促進計画の公表を努力義務化すること。

二十 ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正（第八十五条関係）

1 都道府県知事が総量削減計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定を例示化すること。

2 総量削減計画の公表を努力義務化すること。

3 都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定を例示化すること。

二十一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正（第八十六条関係）

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画において定めるものとして掲げている事項のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を削除すること。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表を努力義務化すること。

## 二十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正（第八十七條關係）

1 都道府県知事が鳥獣保護事業計画において定めるものとして掲げている事項のうち、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業のために必要な事項について定めることを努力義務化すること。

2 都道府県知事による鳥獣保護事業計画の公表を努力義務化すること。

3 都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画において定めるものとして掲げている事項のうち、その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項について定めることを努力義務化すること。

4 都道府県知事の特定鳥獣保護管理計画の策定及び変更に際しての公聴会の開催義務を廃止すること。

5 都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域、鳥獣保護区及び特別保護地区を表示する標識の寸法について、環境省令で定めるところを参酌して条例で定めるものとする。

6 都道府県知事が指定する休猟区及び特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法に係る基準について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

7 都道府県指定鳥獣保護区の指定又は変更に当たつての都道府県知事による指針案の公衆の縦覧の期間及び公聴会の開催を例示化すること。

8 地方公共団体が国指定鳥獣保護区において保全事業の一部を行う場合であつて一定の場合にあつては、環境大臣の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

9 都道府県以外の地方公共団体が都道府県指定鳥獣保護区において保全事業の一部を行う場合であつて一定の場合にあつては、都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

10 その他所要の改正を行うこと。

二十三 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正（第八十八條關係）  
都道府県等が定める実施計画の公表を努力義務化すること。

二十四 エコツーリズム推進法の一部改正（第八十九條關係）  
エコツーリズム推進協議会の全体構想の内容について例示化し、その公表を努力義務化すること。

#### 第九 その他（附則關係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

- 1 構造改革特別区域法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行
- 2 家庭用品品質表示法の一部改正等 平成二十四年四月一日から施行
- 3 社会福祉法の一部改正等 平成二十五年四月一日から施行
- 4 障害者自立支援法の一部改正 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行
- 5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日から施行
- 6 地方財政法の一部改正等 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- 二 所要の調整規定を規定すること。
- 三 所要の経過措置を規定すること。
- 四 所要の規定の整備を行うこと。
- 五 次の検討規定を規定すること。

1 政府は、第二の二の規定の施行後三年を経過した場合において、第二の二による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第四の二等による改正後の児童福祉法第二十一条の五の十五等の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。